

介護付有料老人ホーム アシスト高町 運営規程



(地域密着型特定施設入居者生活介護)

(事業の目的と本規程の目的)

- 第1条** 本事業は、「有料老人ホーム アシスト高町（以下、「ホーム」という。）」における地域密着型特定施設入居者生活介護（以下、「指定特定施設」という。）を利用する要介護者（以下、「利用者」という。）が、介護保険法令等を遵守し、地域密着型特定施設入居者生活介護等サービス利用契約書（以下、「利用契約書」という。）の定めるところに従い、利用者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むようサービス提供することを目的とします。
- 2 この規程は、上記の「指定特定施設」の運営に当たって、利用契約書第3条の規定により、事業の運営について重要な事項を定めるものであり、事業法人である「社会福祉法人 虹のまち福祉会（以下、「事業者」という。）」及び当該施設管理者（以下、「ホーム管理者」という。）がこの「運営規程」に従って当該事業の円滑な運営を行うことを目的とします。

(運営方針)

- 第2条** 指定特定施設は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続できるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者に対し利用契約書第4条並びに第5条に定めるサービスについて、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう提供します。
- 2 ホームが提供する指定特定施設のサービスは、介護保険法令及び厚生労働省通知の内容に沿ったものとします。
- 3 ホームは、利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、必要とされるサービスの提供に努めます。
- 4 サービス提供は、個別の特定施設サービス計画（以下、「サービス計画」という。）を作成し、利用者の同意のもとに実行します。
- 5 利用者が、正当な理由なしに事業者の指示に従わないことにより要介護状態の程度を増進させた場合や偽りその他の不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたときは、事業者はその旨を長岡市（保険者）へ通知します。

(従業者の職種、員数及び職務内容)

- 第3条** 指定特定施設に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとします。

- (1) ホーム管理者 1人（常勤）
職員の管理及び業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに、職員に厚生労働省令等で定められている運営基準を遵守させるために必要な指揮命令を行います。
- (2) 生活相談員 1人以上（常勤：社会福祉士等の資格を有する者）
利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、他の介護保険施設その他の保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携を行います。
- (3) 看護職員（看護師もしくは准看護師） 1人以上（常勤換算）うち1人以上常勤
医師の診療補助及び医師の指示による利用者の看護、事業所の衛生管理等の業務を行います。
- (4) 介護職員 10人以上（常勤換算）うち1人以上常勤 ※但し、看護職員を合算できる

宿直時間帯を含めて常に1人以上の介護職員を確保し、利用者の介護、その有する能力に応じ自立的な日常生活を営むため支援等の業務を行います。又、介護職員は、当該要介護者のサービス利用に支障のないときに、併設事業所等の要介護者等に対するサービス提供を行うことができるものとします。

- (5) 機能訓練指導員 1人以上(非常勤：理学療法士・看護師等の資格を有する者)
利用者の心身の状況等に応じて日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行います。
- (6) 計画作成担当者 1人(非常勤：介護支援専門員の資格を有する者)
利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で、解決すべき課題を分析し適切な施設サービスが提供されるよう「施設サービス計画」の作成、計画の実施状況の把握及び評価を行うとともに、必要に応じて計画の変更を行います。
- (7) 栄養士 1人以上(非常勤)
利用者の栄養や心身の状況及び嗜好を考慮した献立及び栄養指導を行うとともに、栄養管理関係書類の整備及び食品衛生法の定めるところによる衛生管理等を行います。

2 前項に定める者のほか、事業所の運営上、必要な職員を置くものとします。

(入居定員及び居室数)

第4条 ホームの入居定員は29名、居室数は29室とします。

(指定特定施設等のサービス内容)

第5条 指定特定施設における「介護保険給付対象サービス」と「介護保険給付対象外サービス」の内容は、重要事項説明書の別添「介護サービス等の一覧表」に示します。

- 2 特に機能訓練においては、機能訓練指導員が、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し当該計画に基づき計画的に機能訓練を行った場合、指定特定施設介護費に個別機能訓練加算を行います。個別機能訓練計画は、利用者の生活の自立支援を図る観点から、利用者の身体的、精神的条件に応じて実施します。又、レクリエーションは、利用者の要望を考慮し、運動、娯楽等のプログラムを実施します。
- 3 ホーム管理者は、利用者の生活において必要な場合には、身元引受人等への連絡等、所要の措置をとるとともに、本人の意向に応じ関連諸制度、諸施策の活用についても迅速かつ適切な措置をとります。さらに、利用者の生活及び健康の状況並びにサービスの提供状況を身元引受人等へ定期的に報告します。
- 4 当ホームは、利用者への「指定特定施設等」サービス提供にかかわる各種記録を整備し、その完結の日から5年間保存します。

(利用料及びその他の費用の額)

第6条 指定特定施設の利用料(利用者が入院し、又は外泊したときの費用を含む)は、厚生労働大臣が定めた告示上の算定基準の額とし、事業所が法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した際には、法に定める利用者負担割合による額を利用料とします。

- 2 事業所は、前項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の支払を受けます。
 - (1) 食事の提供に要する費用
1日当たり1,890円(消費税込)但し、あらかじめ3日前に欠食届け出の場合は、次の金額を減額精算します。朝食480円、昼食680円、夕食620円、おやつ110円
 - (2) 家賃(全室)一般居室個室
月額90,000円(消費税非課税)但し、1か月に満たない期間は、1か月を30日として日割り計算した額とします。 ※敷金：家賃の1か月分
 - (3) 管理費(建物賃貸借契約書：管理・共益費と表示)
月額59,400円(消費税込)但し、1か月に満たない期間は、1か月を30日として日割り計算した額とします。 ※共用施設の維持、管理、事務費、事務職員の人件費、運営懇談会の運営費用、健康管理費、備品消耗品費、居室掃除費(週1回)、特殊寝台用寝具・

リネン使用料（週1回定期交換）、利用者が居住する居室内の水道光熱費、利用者が使用する共用施設の水道光熱費に充当します。

- (4) 光熱水費：前項（3）管理費に含みます。
- (5) 利用者の個別的な選択によるサービス利用料は次のとおりです。
 - ① おむつ代：実費相当額
 - ② 入浴（一般浴）介助・清拭：1回1時間まで4,020円（消費税込）
※③と併せ、週3回までは指定特定施設の利用料に含む
 - ③ 特浴介助：1回1時間まで4,020円（消費税込）
※②と併せ、週3回までは指定特定施設の利用料に含む
 - ④ 居室清掃：1回2,080円（消費税込）
※（3）管理費に定める居室掃除費（週1回）のほかに実施の場合
 - ⑤ 買い物代行：1回1時間まで2,080円（消費税込） ※交通費を含む
※対象は日常生活に必要な物品で、通常の利用区域に限る
 - ⑥ 役所手続き代行（法定手続きを除く）：1件1時間まで1,000円（消費税込）
※交通費実費
 - ⑦ 個別的な外出介助：1回30分まで2,310円（消費税込） ※交通費実費
 - 60分まで4,020円（消費税込） ※交通費実費
 - 90分まで5,840円（消費税込） ※交通費実費
 - 以後30分増すごと830円加算（消費税込） ※交通費実費
 - ⑧ その他、介護保険給付対象外サービスのうち利用者とホームが合意した事項

3 前第1項及び第2項に定める額の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対して当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとします。

4 第2項の額が変更となった場合及び新たに費用の徴収が必要となった場合などは、その都度、利用者又はその家族に対し説明し同意を得るものとします。

（居室の変更）

第7条 ホーム管理者は、利用者に対しより適切な介護等のため必要と判断する場合に、利用者・身元引受人の意思を確認し居室を変更するものとします。

（ホームの利用に当たっての留意事項）

第8条 ホームの利用に当たっては、有料老人ホームの管理規程のうち「一般居室等の使用細則」、「共用施設等の利用細則」等に従って対応していただきます。

2 ホーム管理者は、指定特定施設のサービスの開始に際して当該開始の年月日及び当該施設の名称を、又、終了に際しては当該終了の年月日を利用者の被保険者証に記載するものとします。

（緊急時等における対応）

第9条 ホーム管理者は、利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医又は協力医療機関に連絡をとり適切な対応を行います。

2 事業者は、看護体制について厚生労働大臣が定める以下の施設基準を満たし、適切な対応を行います。それについては、指定特定施設介護費に所定の加算を行います。

- (1) 指定特定施設に常勤換算方法で看護職員を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めます。
- (2) 指定特定施設看護職員又は協力医療機関もしくは訪問看護ステーション等との連携により、利用者に対して、24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う看護体制を確保します。
- (3) 利用者が重度化した場合における対応の指針を定め、入居の際に利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ます。

3 事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、ホームの指定権者（長岡市）に提出します。

(夜間看護体制について)

第10条 前条に定める「24時間体制」とは、指定特定施設内で常時勤務することを指すものではなく、夜間においても当該施設から連絡でき、必要な場合には指定特定施設からの緊急の呼出に応じて出勤する体制を言います。事業者は、具体的体制として、

- (1) 指定特定施設において、管理者を中心として、介護職員及び看護職員による協議の上、夜間における連絡・対応体制（オンコール体制）に関する指針やマニュアル等の取り決めを整備します。
- (2) ホーム管理者を中心として、介護職員及び看護職員による協議の上、看護職員不在時の介護職員による利用者の観察項目を標準化します。
- (3) 指定特定施設内研修等を通じ、看護・介護職員に対して上記②の取り決めを周知します。
- (4) 指定特定施設の看護職員オンコール対応の看護職員が異なる場合には、電話やFAX等により利用者の状態に関する引継を行うとともに、オンコール体制終了時にも同様の引継を行います。

(法令遵守及び身体的拘束等の適正化と虐待の防止措置)

第11条 事業者並びにホーム管理者は、「法令遵守に関する規程」を設け、その義務の履行を確保し、不適切な事案（虐待、誤った身体拘束、個人情報への漏洩、誤った保険請求等）の発生を未然に防止すると共に、利用者の保護と人権の擁護及び介護サービス等の事業運営の適正化をはかります。特に、事業者は、身体的拘束等の適正化と虐待防止のための対策を検討する委員会を3か月に1回以上開催し、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。又、事業者は従業員に対し、身体的拘束等の適正化と虐待防止のための研修を年2回以上実施します。

2 ホーム管理者は、サービスの提供に当たり、車椅子やベッドに利用者の胴や四肢を縛る、上肢を縛る、ミトン型の手袋を着ける、腰ベルトやY字型抑制帯を着ける、介護衣(つなぎ)を着せる、車椅子テーブルを付ける、ベッド柵を4本付ける、居室の外から鍵を掛ける、向精神薬を過度に投与する等、身体的拘束を原則として行いません。又、夜間帯を除き、ホームの玄関、出入口等の施錠による行動制限は行いません。

3 但し、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、次の手順によります。

- ① 現場職員は、やむを得ず身体拘束を行う状況にあることをホーム管理者に報告・相談する
- ② ホーム管理者は第3項に定める拘束要件に該当するか否かを慎重に検討し、必要と判断した場合、家族（利用契約書に定める、家族の総意を代表する主たる判断者）に連絡・説明する
- ③ ②の合意を得られたとき、利用者本人に、身体拘束を実際に実施する現場職員又はホーム管理者から身体拘束の説明を行う
- ④ 身体拘束を実施する
- ⑤ 上記の経過を記録する
- ⑥ 上記に至ったケアの経過・内容を見直す

なお、緊急等やむを得ない事情が改善された場合、すみやかに身体拘束を解除します。

4 前第3項に定める「緊急等やむを得ない場合」とは

- ① 切迫性：利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
- ③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

の3つの要件を満たす場合をさします。その判断は、身体拘束が本人の心身等に重大な弊害を及ぼす恐れがあることに鑑み慎重に行うものとします。万一、拘束実施の場合には、その態様及び時間を記録し、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録します。

5 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号。以下、「高齢者虐待防止法」という。）に規定されている「虐待行為」は、下記のとおりです。

- 身体的虐待：高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えること
- 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）：高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、その他高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること
- 心理的虐待：高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、その他高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行なうこと
- 性的虐待：高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者にわいせつな行為をさせること
- 経済的虐待：高齢者の財産を不当に処分すること、その他高齢者から不当に財産上の利益を得ること

虐待は、高齢者虐待防止法の目的の一つである「高齢者の尊厳の保持」や「高齢者の人格の尊重」に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じます。

- 6 虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、高齢者虐待防止法に規定されているところであり、その実効性を高め利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じます。

- 虐待の未然防止
- 虐待の早期発見
- 虐待等への迅速かつ適切な対応

この観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施します。

- (1) 虐待の防止対策を検討する委員会の開催：虐待等の発生原因の分析、再発防止策の策定、その効果の評価
- (2) 虐待の防止のための指針の整備
- (3) 虐待の防止のための従業者に対する研修の実施
- (4) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者（虐待防止検討委員会の責任者が兼務）の配置

（非常災害対策及び業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan））

第12条 ホーム管理者は防火管理者と協力し、以下の非常災害に関する具体的な対応計画を定めま

- 1 ず。
- 2 ホーム管理者は、火災、洪水や地震といった自然災害、その他の非常災害に際し、第一に利用者を安全な場所へ避難させると共に、利用者及び職員の人命の保護を図ります。
- 3 ホーム管理者は、防災対策について、災害時対応マニュアルを策定し、計画的な防災訓練実施と設備改善を図り、特に「要配慮者」の安全確保に留意します。
- 4 ホーム管理者は、前項について、必要に応じ長岡市消防など地域関係機関・団体と連携し、消防訓練並びに風水害・地震訓練等を実施します。なお、消火・避難訓練は年2回以上実施するものとします。
- 5 事業者は、災害時の物資欠損に備え、事業所の生活に必要な食料・飲料水、生活必需品並びに燃料の備蓄に努めます。
- 6 事業者は、スプリンクラー、自動火災報知機、避難階段、誘導灯などの防災設備は法令に準拠し設置・保守管理します。
- 7 業務継続計画（BCP）の策定等
 - (1) 事業者並びにホーム管理者は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して介護サービス等の提供を受けられるよう業務継続計画を策定するとともに、従業者に対して必要な研修及び訓練（シュミレーション）を実施します。
 - (2) 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を従業者間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとします。従業者教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年2回以上）な研修を開催するよう努め、その内容について記録します。なお必要に応じ、感染症の業務継続計画に係る研修と感染症の予防及び蔓延の防止のための研修を一体的に実施します。
 - (3) 訓練（シュミレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき事業所内の役割分担の確保、感染症や災害が発生した場

合に実践するケアの演習等を定期的（年2回以上）に実施します。なお、必要に応じ感染症の業務継続計画に係る訓練と感染症の予防及び蔓延の防止のための訓練を一体的に実施します。訓練の実施は、机上及び実地で実施するものを適切に組合せながら実施するものとします。

（地域との連携と運営推進会議）

第13条 ホーム管理者は、事業の運営にあたって、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなどの地域交流を図り、地域との結び付きを重視するものとします。もって、事業所が地域社会に開かれ、防災面を含め、地域の一員となるよう努めます。

- 2 ホーム管理者は、利用者及びその家族の疑問や不安の解消を目的に長岡市が派遣する介護相談員を積極的に受け入れる等、行政関連部門との連携に努めるとともに、地域包括支援センター及び地域住民等の協力を得て長岡市等が実施する事業に協力するよう努めるものとします。
- 3 ホーム管理者は、介護サービス等の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、長岡市職員又は担当地域包括支援センター職員、当事業について知見を有する者等より構成される「運営推進会議」を設置し、ホーム事業を、地域に密着し地域に開かれたものにします。
- 4 運営推進会議の開催はおおむね2か月に1回以上とし、事業の活動状況を報告し、利用者に対して適切なサービスが提供されているか、評価を受けるとともに、同会議から必要な要望、助言等を聴くものとします。あわせて、地域との意見交換・交流等の場とします。
- 5 前項会議の内容については、記録を作成するとともに、同記録を公表するものとします。
- 6 前項会議は、個人情報・プライバシーの保護等を条件に、同一生活圏域に所在する事業所と合同して開催することができますが、合同開催の回数は、1年度に開催すべき回数の半数を超えないものとします。

（衛生管理及び感染症対策）

第14条 事業者は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行います。利用者への介護サービス等提供に使用する備品は清潔に保持し定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意します。又、空調設備等により事業所内の適温の確保等に努めます。

- 2 事業者並びにホーム管理者は、事業所内において感染症（特に新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、腸管出血性大腸菌感染症、レジオネラ症対策）が発生し、又はまん延しないように次の措置を講じるものとする。
 - (1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のためのガイドライン（マニュアル・指針等）を整備する。
 - (2) 感染症対策委員会をおおむね6か月に1回以上定期的に開催するとともに、その結果を職員に周知徹底する。
 - (3) 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修・訓練を定期的（年2回以上）に開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施する。
 - (4) 感染症又は食中毒の発生が疑われる際に速やかな対応を行うための体制の整備、地域の医療機関との連携、有症者等の状況及び有症者等に講じた措置等の記録を行う。必要に応じて長岡市及び所轄保健所の指示を求める等により、まん延の防止に万全を期す。
 - (5) 日頃から職員の健康管理を徹底し、年1回以上の健康診断（夜勤従事職員は年2回）を受診させるものとする。職員や来訪者等の健康状態によっては入居者との接触を制限する等の措置を講じるとともに、入居者及び職員に対して手洗いやうがいを励行する等衛生教育の徹底を図る。
 - (6) 事業者は、事業所内において感染症（特に新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、腸管出血性大腸菌感染症、レジオネラ症）が発生し、又はまん延しないようガイドライン（マニュアル・指針等）を整備します。

（従業者の研修及びハラスメント対策）

第15条 事業者は、社会的使命を十分に認識し、全ての従業員に対する資質向上並びに良質なサービス提供のため、採用時をはじめ継続的に研修機会を設けます。又、認知症介護に係る基礎的な研修は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除き、新卒・中途採用を問わず従業員に受講させるものとします。

2 事業者は、「ハラスメントのない職場づくり、職場環境のさらなる改善」に向け、ハラスメント対策の強化及びサービスの質の向上の観点から、適宜「学習会の開催・防止規定の見直し・ハラスメント対策委員会の運営」を行います。又、適切かつ効果的に施設サービスを提供できるよう、職員の勤務体制を整備します。

(事故発生の防止及び発生時の対応、生産性の向上に資する取組)

第16条 事業者並びにホーム管理者は、安全かつ適切に質の高いサービスを提供するために、研修を行い事故防止に努めます。

2 **ホーム管理者は**、万一事故が発生した場合、当該利用者に対して必要な措置を講ずると共に、事故報告ガイドラインによりその家族及び長岡市に連絡を行います。

3 ホーム管理者は、前項の場合において、事故の状況及び対応に際してとった処置を記録します。

4 **事業者は**、ホームの各種サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行いません。

5 **事業者並びにホーム管理者は**、ホームにおける業務の効率化・介護サービスの質の向上その他の生産性向上に資する取組の促進を図るため、当該ホームにおける「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を定期的開催します。また、開催頻度は、ホームの現場状況を踏まえ、適切に決めるものとします。

(苦情への対応)

第17条 ホームは、提供したサービスについて利用者から苦情があったときは、迅速、適切かつ誠実に対応し、必要な措置を講じます。その内容(利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要)は、利用者に周知するため、ホーム内に別途掲示します。

(個人情報の管理と守秘義務)

第18条 事業者は、利用者の個人情報の取り扱いについては、あらかじめ本人の同意を得て取り扱うものとし、個人情報保護法の精神に立って「個人情報保護規程」にのっとりその管理に努めます。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、「個人情報保護方針」に定める利用目的以外には原則使用しないものとし、その他の使用については利用者本人又はその代理人の了解を得ます。

3 事業者は、従業員に対して、雇用期間及び退職後においても、正当な理由無くその業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導・教育を適宜行います。

(その他運営に関する重要な事項)

第19条 事業者は、ホームの運営規程の概要等の重要事項等を事業所内に「書面掲示」とともに、ホームページに掲載・公表します。また、ホームの「経営情報」については、厚生労働省令の定める要領により、「最新の決算情報等」を新潟県知事に報告します。

2 この規程に定める事項の他に、指定特定施設等のサービス提供上で重要な事項が生じた場合には、事業者はその都度適切な対応を図り、利用者保護の観点に立って、問題の解決に当たります。

3 問題の対応策又は対応結果については、運営懇談会等において説明し、利用者の理解を得るよう努めます。

附 則

- 1 この規程は、2022年10月1日から施行します。((福)虹のまち福祉会が事業譲受・開設)
- 2 この規程は、2023年2月1日から変更し施行します。(第3条第1項(4) 追記)
- 3 この規程は、2023年12月1日から施行します。(第6条第2項(1) 改訂、第14条第2項 変更・追記)
- 4 この規程は、2024年11月1日から施行します。(第3条 第9条 第16条 第19条 追記)